

特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入に係る経費を補助します！

特殊詐欺の被害が深刻な社会問題となっており、市内でも多くの被害が発生しています。特殊詐欺の防止には『犯人と話をしない』対策が有効です。

由布市では、特殊詐欺被害防止対策として、下記の補助対象者に対し、電話機の購入等に係る費用の一部を補助します。

●補助対象者（以下の1～3すべてに該当する方）

1. 由布市内に住所を有し、かつ、居住していること。
2. 補助金交付申請日において満65歳以上の方又は満65歳以上の方と同一の世帯に属する者であること。
3. 暴力団等と密接な関係を有する方でないこと。

特殊詐欺被害対策は
お済みですか？



●補助対象電話機の機能

①電話が鳴る前に警告！！

- ・電話をかけてきた相手に対して「この電話は詐欺などの犯罪被害防止のため録音します」などのアナウンスをして警告をします。

②電話が鳴っている時に注意喚起！！

- ・電話を取る前に、電話機から「詐欺電話の可能性ががあります。ご注意ください」など、アナウンスをして注意を促してくれます。

③通話中に自動録音

- ・電話に出るとお互いの通話内容を自動で録音してくれます。

※上記3機能をすべて備えている電話機が補助対象になります。



●補助金額等

1. 補助対象経費（電話機購入等経費）の3分の2（上限1万円）
2. 申請に必要な書類
 - ①申請書・誓約書
 - ②購入予定の電話機の見積書（写し）
 - ③電話機の機能が確認できる書類（カタログなど）

補助金の交付を受けるには、補助金の交付申請が必要です。

電話機を購入する前に由布市役所総務課にご相談ください。

※申請書受付窓口

挟 間：挟間地域振興課
庄 内：総務課（本館2階）
湯布院：湯布院地域振興課

- ・申請は1世帯1回となります。
- ・予め犯人と話をしないような環境づくりが大切です。補助金の積極的な活用をお願いします。



申請を希望する方は、下記お問い合わせ先へご連絡をお願いします。

お問い合わせ先：由布市役所 総務課 097-582-1112